

中国「反外国不当域外管轄条例」の 日系企業への影響と留意点と対応策

～中国の輸出規制管理に関する制度情報
専門家による政策解説～

2026 年 9 月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

北京事務所

調査部

【免責条項】

本レポートは、北京金誠同達法律事務所に委託し、作成したものです。
本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

2026 年 4 月 7 日、中国国務院は「反外国不当域外管轄条例」（国務院令第 835 号。以下「条例」または「835 号令」¹⁾）を公布し、同日施行した。本稿では、同条例の概要、およびこれに類似する欧米の法制との比較の視点から、同条例が日系企業に及ぼしうる影響を分析したうえ、留意点と対応策を提案する。

1. 条例の上位法、目的と背景

条例第 1 条によると、同条例の上位法は中国「国家安全法」「対外関係法」「反外国制裁法」などの法律であり、その目的は、中国の「国家主権、安全保障、発展上の利益を守り、中国の国民・組織の合法權益を保護し、国際法を基礎とする国際秩序を守るため」とされている。

同条例が策定された背景について、中国司法部は報道官談話²⁾において、「近年、一部の国が様々な分野で事件を引き起こし、国内法の立法、法執行、司法などの手段を通じて、中国の国民・組織に対して不当な域外管轄権を頻繁に行使し、中国の内政に著しく干渉し、中国の国家と国民の利益を損ない、国際法の支配を著しく破壊し、国連を中心とする多国際間国際秩序を蝕んでいる」との見解を示した。また、中国の国営テレビである中国中央テレビ（CCTV）傘下の国際情勢評論アカウント「玉淵譚天」の記事³⁾では、835 号令の位置づけとして、米国による対イラン制裁に伴う中国の金融機関への二次制裁のリスクや、「国際紛争、地域情勢の不安定、第三国の制裁」の影響が中国企業へ波及するリスクなどといった課題に対応するための立法である、と指摘した。

2 条例の主な規定

2.1 不当な域外管轄措置の認定

タイトルのとおり、条例の適用対象は、外国の「不当な域外管轄措置」である。

どのような措置がこれに該当するかについて、条例第 6 条によると、国務院法治担当部門（注：現在は司法部が該当する）は他の関係機関と共同で外国の不当な域外管轄措置の識別を行い、調査および対外交渉などを行う権限を有する。また、識別にあたっては、次の要素が総合的に考慮される。

- (1) 国際法および国際関係の基本準則に違反しているか。
- (2) 外国国家による域外管轄の対象となる行為と当該国との関連性が適切であるか。
- (3) 中国の国家主権、国家安全、発展上の利益を害し、中国の国民・組織の合法權益を損なうものであるか。
- (4) その他考慮すべき要素。

識別の結果、対象となる措置が外国の不当な域外管轄措置に該当すると認定された場合、国務院法治担当部門はこれを公告することができる。また、条例第 6 条第 3 項によると、認定された不当な域外管轄措置を実行し、また実行に協力することは、原則禁止とされる。

¹⁾ 中国国務院：https://www.gov.cn/zhengce/content/202604/content_7065398.htm

²⁾ 中国司法部：https://www.moj.gov.cn/pub/sfbgw/zcid/202604/t20260413_533752.html

³⁾ 玉淵譚天 WeChat 公式アカウント：<https://mp.weixin.qq.com/s/XNUHVRWGaFCS0uk8KPiiAQ>

2.2 「悪意のあるエンティティ・リスト」制度

条例第 8 条では、不当な域外管轄措置への重要な関与者を対象とする「悪意のあるエンティティ・リスト」制度を設立した。

具体的に、国务院の関係省庁は、「外国の不当な域外管轄措置の実施を推進し、または実施に関与した外国の組織・個人」を同リストに掲載し、以下の一つまたは複数の報復措置、制限措置を講じることができるとされる。

- (1) 中国査証の発給拒否、入国禁止、査証の取消または期限付出国、本国送還、国外退去。
- (2) 関係者の中国国内における就労、滞在、居留資格の取消または制限。
- (3) 中国国内の動産・不動産およびその他の各種財産の差し押さえ・押収・凍結。
- (4) 中国国内の組織・個人によるデータ・個人情報の提供、取引・協力などの活動の禁止または制限。
- (5) 中国と関係する輸出入活動の禁止または制限。
- (6) 中国国内投資の禁止または制限。
- (7) 製品、交通輸送手段の入国の禁止または制限。
- (8) 過料の賦課。
- (9) その他必要な措置。

2.3 実行禁止令

不当な域外管轄措置を禁止する効力を担保するために、条例ではさらに「実行禁止令」制度が設けられている。

条例第 13 条第 2 項によると、国务院法治担当部門は、外国の不当な域外管轄措置を実行し、または実行に協力した組織・個人に対し、外国の不当な域外管轄措置の実行を禁止する決定、すなわち、「実行禁止令」を下すことができる。その対象となった組織・個人は、実行禁止令を遵守しなければならない。

また、条例第 14 条、第 17 条によれば、実行禁止令に違反した場合、中国の国民・組織から中国の裁判所において侵害行為の差止めおよび損害賠償を請求される可能性がある。加えて、中国当局から政府調達や入札への参加、貨物・技術の輸出入や国際サービス貿易、データ・個人情報の越境移転、中国への出入国や中国国内での滞在・居留などについて禁止または制限を受けるほか、過料を科されるなどのリスクがある。

3 条例の運用状況

2026 年 7 月時点で、条例が発動された事例は 1 件確認されている。

2026 年 5 月 15 日、中国司法部は第 5 号公告⁴を掲載し、EU が「外国補助金規則」に基づいて中国企業 Nuctech (漢字表記: 同方威視。安全検査装置を製造する中国の国有企業) に対して実施する調査における、「中国のエンティティに対する越境調査」を不当な域外管轄措置として認定したうえで、「いかなる組織・個人も、当該の不当な域外管轄措置を実行し、または実行に協力してはならない」との実行禁止令を発動した。

⁴ 中国司法部：

https://www.moj.gov.cn/pub/sfbgw/zwxxgk/fdzdgnkr/fdzdgnkrtzjw/202605/t20260515_535049.html

中国司法部⁵と商務部⁶は報道官談話において、EU が「中国のエンティティに対してクロスボーダーで広範かつ不必要な中国国内の情報を求め」「中国の銀行機関に対して調査を協力するよう強要し」「複数の中国企業および銀行機関の EU における正常な投資・運営に深刻な悪影響を与えた」と指摘し、EU の上記措置が条例発動のきっかけであると示唆した。

4 欧米の類似法令との比較

条例に類似する法令として、欧州理事会（EC）2271/96 号規則（通称「EU ブロッキング規則」）⁷、カナダの「外国域外措置法案」（Foreign Extraterritorial Measures Act。以下「FEMA」）⁸がある。これらの法令の発動の要件、手続きおよびこれまでの発動例を、以下の表に整理する。

表 1 中国 835 号令、EU ブロッキング規則、カナダ FEMA の比較

項目	中国 835 号令	EU ブロッキング規則	カナダ FEMA
対象となる外国の措置の要件	国際法や国際関係の基本原則に違反し、中国の国家主権、安全、利益を損なう不当な域外管轄措置	域外適用性を有し、EU の利益および「EU の機能に関する条約」に基づく権利を行使する自然人・法人の利益に悪影響を及ぼす第三国の法律、規則またはその他の立法手段	国際貿易・商業におけるカナダの重要な利益を損ない、またはカナダの主権を侵害するものであって、外国の政府・裁判所による管轄権や権力の行使
発動の手続き	管轄官庁が対象となる外国措置を個別に公表	欧州委員会が委任立法により（欧州議会・EU 理事会による異議権あり）、対象となる外国措置を同規則の別紙に掲載	担当大臣が対象となる外国措置を個別に公表し、または同法の別表を改正

⁵ 中国司法部：https://www.moj.gov.cn/pub/sfbgw/gwxw/xwyw/202605/t20260515_535048.html

⁶ 中国商務部：https://www.mofcom.gov.cn/syxwfb/art/2026/art_4366d16d0427417fa3312830d038e43d.html

⁷ EU：<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A01996R2271-20180807>

⁸ カナダ司法省：<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/f-29/FullText.html>

発動の対象 となった外国 措置	Nuctech に対する EU の外国補助金 調査における、中 国のエンティティ への越境調査措置	下記米国法の一部条項： ● 「1992 年キューバ民 主化法」 ● 「1996 年キューバ自 由民主連帯法」 ● 「1996 年イラン制裁 法」 ● 「2012 年イラン自由・ 核拡散防止法」 ● 「2012 会計年度国防 権限法」 ● 「2012 年イラン脅威 削減・シリア人権法」	米国「1996 年キュー バ自由民主連帯 法」、「1993 会計年度 国防授權法」などの 一部条項
-----------------------	---	--	---

表 1 から分かるとおり、「EU ブロッキング規則」とカナダ「FEMA」の発動要件にはい
ずれも自国の利益、主権（「EU ブロッキング規則」では代わりに「域外適用性」が強調さ
れている）への危害という要素が挙げられており、これは中国 835 号令と共通する。

他方、国家安全保障との関係性、発動の手続き、運用対象の範囲、二国間関係への影響、
「攻守一体」の有無などの点から見ると、中国 835 号令は独自の特徴があり、「EU ブロ
ッキング規則」やカナダ「FEMA」よりも広範かつ強力な国家安全保障・対抗措置ツール
として設計・運用されていると考えられる。

まず、国家安全保障との関係性について、前述のとおり、中国 835 号令の上位法に「国
家安全法」「反外国制裁法」などがあり、また、835 号令の目的のうち、「国家主権、安全
保障、発展上の利益を守る」が前面に出ており、これは国家安全保障との強い関係性を示
している。

次に、発動の手続きについて、中国とカナダの法令は管轄官庁/担当大臣の判断で発動で
きるのに対し、「EU ブロッキング規則」は欧州委員会の委任立法を要する。この点から、
中国とカナダの関係法令の発動手続きは比較的簡単と言える。

また、運用対象の範囲について、法規定の原文を見ると、「EU ブロッキング規則」の運
用対象は特定の「第三国の法律、規則またはその他の立法手段」と外国の法令に限定され
ているのに対し、中国 835 号令では「域外管轄措置」、カナダ「FEMA」では「管轄権や
権力の行使」とされており、これは外国の法令に限らず、個別の行政措置も運用の対象と
する可能性を意味する。ただ、これまでの発動の実例を見ると、EU とカナダではいずれ
も外国の法令（イラン・キューバに関する米国の制裁法への対抗が中心）のみを対象とし
ており、他方、中国 835 号令は、いきなり外国政府（EU）の特定の行政措置を対象に発
動した。法規定の内容と運用状況を見ると、外国の法令に限らず、外国の個別の行政措置
にまで及ぶことが、中国 835 号令の大きな特徴の一つである。

さらに、伝統的なブロッキング規則の主な運用対象は、第三国との取引を制限する制裁
措置であるのに対して、835 号令の初運用は、第三国制裁ではなく、措置発動国（EU）に

よる本国企業（中国企業）への行政措置に直接対抗するものである。しかもその法的分野はイラン制裁など国際制裁が頻発する分野ではなく、競争法・補助金規制という二国間の貿易関係に直結する分野に該当することから見ると、中国 835 号令は、第三国との関係だけでなく、二国間の関係に直接影響する効果も有する。

最後に、中国 835 号令は「攻守一体」の特徴を有する。前述のとおり、835 号令第 8 条により、中国政府は「外国の不当な域外管轄措置の実施を推進し、または実施に関与した外国の組織・個人」を「悪意のあるエンティティ・リスト」に掲載し、強い制裁措置を発動することができる。これは、中国 835 号令が外国措置そのものへの受動的な対抗にとどまらず、「EU ブロッキング規則」とカナダ「FEMA」に見られないような機能として、外国措置の策定者・推進者・実施者などに積極的に制裁をかける機能を兼ねることを意味する。また、835 号令は不当な域外管轄に反対する一方で、第 4 条では、中国政府が中国法、国際条約または対等の原則に従い、中国と適切な関連性がある行為について域外管轄を行使できるとも明記している。

5 日系企業への影響、留意点

現時点、中国「反外国不当域外管轄条例」の歴史が浅く、発動の実例もまだ少ないため、今後同条例の運用が、企業のビジネス活動に多大な影響を及ぼす諸外国の制裁措置（例えば、米国 SDN リストのような金融制裁や、米国 BIS エンティティ・リストのような輸出規制措置など。以下「特定制裁措置」）およびその根拠法にまで拡大するかどうかは、留意が必要である。

仮に今後中国当局が同条例を根拠に特定制裁措置の実行を禁止した場合、中国関係のビジネスを展開する日系企業は、「諸外国の特定制裁措置への遵守 vs 中国実行禁止令への遵守」という板挟み状態に陥ってしまう可能性がある。その場合、実行禁止令の対象によって、日系企業は、取引続行の可否、輸出の可否、送金・代金回収の可否、解約の可否、外国の訴訟対応や税関対応などのための調査の可否、グループ方針の実行の可否などの難題に直面する可能性が考えられる。

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約 1 分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20260010>



本レポートに関するお問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
調査部 中国北アジア課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
TEL：03-3582-5181
E-mail：ORG@jetro.go.jp